

## しずぎんダイレクトライトサービス規定

### 第1条 サービス内容

しずぎんダイレクトライト（以下、「本サービス」という）は、書面による事前の申込手続きなしに、パーソナルコンピューター、スマートフォンまたは情報提供サービス対応携帯電話機等（以下、パーソナルコンピューター、スマートフォンまたは情報提供サービス対応携帯電話機等を総称して「端末機」という）を使用し、お客さまが指定する本人名義の口座について残高、入出金明細照会および各種申込手続きなど当行所定の取引を行うサービスです。

### 第2条 利用資格

1. 本サービスは、日本国内に居住する個人のお客さま（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約委任者を除く）が利用できます。
2. お客さまは、端末機を使用すること起因するリスク（不正使用や通信中の回線切断等）、および当行が安全確保のために採用しているセキュリティ対策について理解し、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。

### 第3条 利用口座

本サービスで利用できる口座（以下「利用口座」という）は、キャッシュカード発行済みの当行所定の種類の預金口座とします。

### 第4条 本サービスの利用に必要な端末機の環境

1. 本サービスの利用に必要な端末機の環境は、当行ホームページに表示します。
2. 本サービスの利用に必要な端末機の環境については、変更する場合があります。その場合は当行ホームページに表示します。

### 第5条 サービス取扱時間

1. 本サービスは、当行所定のサービス取扱時間内に限り利用できるものとします。なお、当行は事前の通知なくこの時間を変更することができます。
2. サービス取扱時間は当行ホームページに表示します。

### 第6条 サービス内容の変更

1. 当行は、事情により本サービスの取扱内容を変更し、または本サービスの取扱を終了することができます。
2. 前項の定めにより本サービスの取扱内容を変更し、または本サービスの取扱を終了する場合には、

その旨を当行ホームページに表示するものとします。

## 第7条 サービスの停止

お客さまに以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも当該お客さまによる本サービスの利用を停止することができます。

- ① 最終利用日から1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
- ② 当行が本サービスの取扱いを不相当と認める事由が発生したとき。
- ③ お客さまが当行の各種取引約定に違反したとき。
- ④ 前各号のほか、当行に本サービスの停止を必要とする相当の事由が生じたとき。

## 第8条 利用方法

1. 初めて本サービスを利用する際には、端末機より、当行所定の利用口座情報および当該口座のキャッシュカード暗証番号をインターネット画面上または、当行所定のアプリケーション（以下「しずぎんアプリ」という）の画面上で入力してください。お客さまが入力した利用口座情報とキャッシュカード暗証番号が、当行に登録されている情報と一致していることを当行が確認した場合、当行はこれをお客さまご本人からの正式な利用申込であるとみなし、本サービスをご利用いただくものとします。この場合、お客さまは本サービスの利用に必要なログインパスワード等をインターネット画面または、しずぎんアプリの画面の指示に従い登録してください。
2. 2回目以降のご利用に際しては、本サービス利用の都度、当行所定の利用口座情報およびログインパスワード等をインターネット画面または、しずぎんアプリの画面の指示に従い入力してください。お客さまが入力した利用口座情報とログインパスワード等が当行に登録されている情報と一致していることを当行が確認した場合、本サービスをご利用いただくことができます。
3. キャッシュカード暗証番号やログインパスワード等は他人に教えたり、知られないよう、お客さまの責任において厳重に管理してください。
4. 本サービス利用時に、キャッシュカード暗証番号またはログインパスワード等を当行所定の回数を超えて連続して誤入力した場合、当該お客さまによる本サービスの利用を停止します。この場合、本サービスを再度ご利用いただくためには、お客さまに当行所定の手続きをおとりいただく必要があります。

## 第9条 取引の種類

本サービスでは以下の取引をご利用いただくことができます。なお、インターネット支店の口座は、第2号（住所・電話番号の変更）および第3号（しずぎんダイレクトバンキングサービスの申込）のサービスをご利用いただくことはできません。また、お客さまの端末機の種類により一部の取引をご利用いただけないことがあります。

### ①利用口座の照会

利用口座の残高、入出金明細の口座情報を照会することができます。

## ②住所・電話番号の変更

- A. 当行に届け出ている住所ならびに電話番号を変更することができます。
- B. ご変更いただくことのできる住所ならびに電話番号は利用口座の開設された当行本支店に届け出たものに限ります。
- C. 以下のいずれかに該当する場合は、ご変更いただけません。
  - (a) 借入取引がある場合（総合口座貸越、活用型口座当座貸越、およびカードローンは除きます。第三者の借入を保証している場合を含みます。）
  - (b) 当座預金取引がある場合
  - (c) 少額貯蓄非課税制度（マル優）、少額公債非課税制度（マル特）を利用している場合
  - (d) 勤労者財産形成促進制度に基づく預金（財形預金）を利用している場合
  - (e) 純金積立取引がある場合
  - (f) 外国為替取引がある場合（届け出印鑑が共通印鑑届により届け出られている外貨預金は除きます。）
- D. 当行は、本サービスにより住所ならびに電話番号の変更を受け付けた場合、お客さまに確認書を郵送しますので、署名・捺印のうえ当行へ返送してください。確認書の記載内容等について、当行が適当と認めた場合に、当行は当該変更の届け出があったものとみなします。なお、当該届け出より前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

## ③しずぎんダイレクトバンキングサービスの申込

- A. お客さまは、本サービスを利用して利用口座を決済口座とする「しずぎんダイレクトバンキングサービス」の申込（新規申込または「インターネット・モバイルバンキングサービス」の追加申込をいいます。以下同じ。）を行うことができます。
- B. 当行は、インターネット上で入力された利用口座情報およびキャッシュカード暗証番号が当行に登録されている情報と一致していることを確認した場合、お客さまが「しずぎんダイレクトバンキングサービス利用規定」を承認のうえ、「しずぎんダイレクトバンキングサービス」の申込を行ったものとみなします。
- C. 法令に定める取引時確認手続きが未済であるなど当行所定の要件を満たさない場合は、「しずぎんダイレクトバンキングサービス」の申込を受け付けないこととします。

## 第10条 免責事項

- 1. 第8条の利用方法により取引を行ったうちは、当行は取引の依頼者をお客さま本人とみなし、キャッシュカード暗証番号やログインパスワード等の不正使用その他の事故があっても、このために生じた損害については、当行に故意または過失のある場合を除き、責任を負いません。
- 2. 通信機器、回線、コンピューター等の障害等により取扱が遅延し、または不能となったことにより生じた損害については、当行に故意または過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。
- 3. 端末機、キャッシュカード暗証番号およびログインパスワード等の保管等に関してお客さまが本規

定に定める各条項に違反したことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。また、当該事故により当行に損害が生じた場合は、お客さまがその責任を負うものとします。

#### 第 11 条 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

1. お客さまは本サービスの利用にあたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - ①暴力団
  - ②暴力団員
  - ③暴力団準構成員
  - ④暴力団関係企業
  - ⑤総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - ⑥その他前各号に準じる者
2. お客さまは自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. お客さまは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の表明・確約に虚偽があったことが判明した場合には、本サービスが停止され、または解約されても異議を述べないものとします。また、これにより損害が生じた場合には、いっさいの責任を負うものとします。

#### 第 12 条 規定の適用

本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、しずぎんカード規定をはじめとする各種規定により取扱います。

#### 第 13 条 規定の変更等

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページまたはしずぎんアプリへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上  
(2019 年 9 月 19 日現在)